

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っております。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・薬剤情報、特定健診情報その他の必要な情報を取得・活用して診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】の算定

■初診

1. 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 6点
2. 1であって、オンライン資格確認等により情報取得等した場合 2点

■再診

1. 施設基準を満たす医療機関で再診を行った場合 2点
(1月に1回)
2. 1であって、オンライン資格確認等により情報取得等した場合 加算なし

※当院は診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めています。

※正確な情報を取得・活用するためにマイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力お願いいたします。